

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-1-10 石井ビル 8階

## 103万円の壁から160万円の壁へ

Q 103万円の壁という話が大きな話題となっていました。令和7年度の税制改正でどのようなことになりましたか？

### 解説

改正が行われたことにより、年収ラインが引き上げられ、**160万円の壁**となりました。

#### 1. 改正点

##### ① 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低額が改正前の**55万円**から**65万円**に引き上げられました。

##### ② 基礎控除の見直し

合計所得金額が2,350万円以下の方の基礎控除額が改正前の**48万円**から**58万円**に引き上げられました。

##### ③ 基礎控除の特例

令和7年分と令和8年分の2年間に限り、合計所得金額が655万円以下の場合には、**最大37万円**が上乗せされます。ただし、**合計所得金額が132万円以下の場合の上乗せ控除額(37万円)**は令和9年分以降も継続されます。

まとめると下記となります。

##### 【基礎控除額(改正された範囲)】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の給与収入額)	改正前	改正後	
	令和6年分	令和7・8年分	令和9年分以後
132万円以下 (約200万円以下)	48万円	95万円	
132万円超 (約200万円超 約475万円以下)		88万円	58万円
336万円超 (約475万円超 約665万円以下)		68万円	
489万円超 (約665万円超 850万円以下)		63万円	
655万円超 (850万円超 2,350万円以下)		58万円	

※2,350万円超は改正前と改正後では変更はありません。

##### 【給与所得控除見直し(改正された範囲)】

給与収入額	改正前	改正後
162万5,000円以下	55万円以下	65万円
162万5,000円超 180万円以下	収入額×40%-10万円	
180万円超 190万円以下	収入額×30%+8万円	

※給与収入額が190万円超の場合は改正前と改正後では変更はありません

## 要するに…

税務的には年収ラインの引き上げが行われても、社会保険の年収の壁もあります。両方が同時に引き上げられないと実効性は薄いため、社会保険の壁についての改正も待たれるところです。